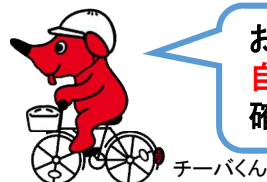


保護者の  
みなさまへ

平成29年4月1日にスタート！

# 千葉県自転車条例

- ◆ご家族で**自転車のルールやマナー**について確認しましょう。
- ◆タイヤの空気圧やブレーキの効きなどを**日常的に点検**しましょう。
- ◆お子さん(高校生以下)に**ヘルメットの着用**をお願いします。  
転倒したときに衝撃から頭を守ります。
- ◆車体側面に**反射器材**をつけましょう。



お子様と一緒に  
**自転車のルール**を  
確認しましょう。

## 自転車に乗る時のルール

### ①車道の左側を走ろう



自転車は車の仲間で、  
車道通行が原則です。  
車道を通行するときは  
道路の左端に寄って  
通行しましょう。

### ④交差点では安全確認しよう

交差点では、信号や  
標識に従うだけでなく、  
徐行や一時停止する  
など、安全を確認して  
通行しましょう。



### ②歩いている人を優先しよう

例外的に歩道を通行するときには、  
すぐに停止できる速度で、歩行者の  
通行を妨げないようにしましょう。

### ③ながら運転はやめよう

傘さし、スマホ・携帯、ヘッドホン使用などの  
「ながら運転」はやめましょう。



傘を差しながら



スマホ・携帯を操作しながら



ヘッドホン等で  
音楽を聴きながら

### ⑤夕方からライトをつけよう



夕暮れ時は事故が起き  
やすいことから、暗くなる  
前に早めにライトを点灯  
しましょう。

### ◆自転車保険に加入しましょう

万が一の加害事故に備え、  
**自転車損害賠償保険等**  
に加入しましょう。  
まずは、自分が加入して  
いる保険を確認してみま  
しょう。



千葉県 自転車保険

検索

【お問い合わせ】 千葉県くらし安全推進課

電話 043-223-2263

FAX 043-221-2969

平成29年3月作成